

みなさまの安全・安心のために

列車内への危険物持込禁止のご案内

(2025年4月1日より)

危険物の持ち込みは法令等により禁止されています
持ち込もうとする場合は列車への乗車をお断りします

× 危険物の代表例

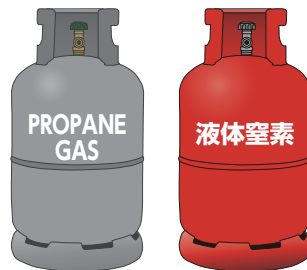
ガソリン、灯油、軽油
【可燃性液体】



クロロホルム、硝酸、塩酸
【毒物・劇物・酸類】



プロパンガス、液体窒素
【高圧ガス】



銅剤、水銀剤
【農薬】



弾薬、ダイナマイト
【火薬類】



ナイフ、包丁、ハサミ、のこぎりなど
【適切に梱包されていない刃物】



※対象とする刃物及び梱包方法は、「刃物を鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」(平成30年12月国土交通省鉄道局)によります。

他のお客さまに危害を及ぼすおそれのあるもの、車内を破損するおそれのあるものなどは、持ち込みできません。

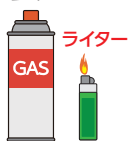
○ 例外的に持ち込み可能となる場合

小売店で通常購入できる日常的用途の製品

例 可燃性液体や高圧ガスを含む製品

⚠ 2kg又は2L以内で、中身が漏れ出ないように十分に保護されているものに限る

カセットガスボンベ



小売店で購入できても
可燃性液体、酸類、
さらし粉などの
危険性が高い製品は
持ち込みができません

新たに持込不可とするもの

硝酸



さらし粉



危険物に関する
詳細はこちら



駅や列車で不審物を見つけた際は近づかず
駅係員、乗務員にお知らせください

国土交通省・警察庁・JR北海道・JR東日本・JR東海・JR西日本・JR四国・JR九州
(一社) 日本民営鉄道協会・(一社) 日本モノレール協会・(一社) 日本地下鉄協会
(一社) 公営交通事業協会・第三セクター鉄道等協議会